

別表

令和8年度埼玉県警察会計年度任用職員(専門)選考職種一覧

No	選考職種 採用予定人員	主な職務内容	勤務予定先	受験資格	月額報酬 (令和8年6月1日現在)	選考種目
1	留置管理業務専門員 1人程度	被留置者に対する面会・差入れの受付及び差入れ物品の検査、被留置者に係る電算登録、統計に関する事務、留置管理に関する物品・簿冊の管理、被留置者の信書の発受・書籍に関する事務、留置施設設備の点検・簡易な補修、食事の検査・支給、自弁購入事務、留置施設の清掃、消毒、衣類の洗濯、被留置者の健康診断に関する事務及びその他留置業務管理者に命ぜられた業務(身分上の制限のないものに限る。)	総務部留置管理課 県西部又は県北部の指定警察署	警察官で、退職を予定している者又は元警察官	200,200円～224,200円	書類選考 個別面接
2	警察安全相談員 6人程度	警察安全相談室における苦情及び警察安全相談等の取扱い	大宮警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、所沢警察署、越谷警察署、吉川警察署 のいずれかの警察署	次のいずれかに該当する者 ○警察職員で、退職を予定している者 ○元警察職員 (通算1年以上の非常勤職員、会計年度任用職員を含む。) ○元本県職員 (通算1年以上の非常勤職員、会計年度任用職員を含む。) ○小、中学校及び高等学校の教員経験者 (通算1年以上の非常勤職員、会計年度任用職員を含む。)	200,200円～224,200円	
3	地域防犯支援専門員 5人程度	自主防犯活動団体、防犯に関する協定締結事業者及び地域住民に対する防犯情報の提供・防犯指導のほか、自主防犯活動の促進支援を行うために特に警察署長が命じる事項 (1) 自主防犯活動団体の実態把握 (2) 自主防犯活動を拡大するための活動 (3) 自主防犯活動団体、協定締結事業者及び地域住民に対する防犯情報の提供、防犯指導及び助言 (4) その他自主防犯活動の促進又は支援に特に必要な事項	草加警察署、東入間警察署、所沢警察署、熊谷警察署、越谷警察署 のいずれかの警察署	警察職員で、退職を予定している者又は元警察職員	200,200円～224,200円	
4	特殊詐欺抑止対策員 3人程度	ホットライン通報に対する金融機関での確認業務、金融機関における駐留警戒と利用者への注意喚起、金融機関職員に対する被害防止教養と窓口対応訓練の実施、その他警察署長が命じる事項	県北部を除く県内の指定警察署	警察官で、退職を予定している者又は元警察官	200,200円～224,200円	
5	少年補導員 11人程度	少年相談、継続補導、被害少年の保護、触法、ぐ犯、不良行為少年事案の処理、家出少年及び要保護少年(児童虐待を含む。)の対応、街頭補導・有害環境の浄化活動、少年警察活動に必要な広報啓発及び関係機関、団体等との連携	生活安全部少年課少年サポートセンター、北部機動センター、県内の警察署	次のいずれかに該当する者 ○警察職員で、退職を予定している者 ○元警察職員 ○公私立の小中学校及び高等学校の教員経験者 (通算1年以上の臨時教員経験者を含む。)	200,200円～224,200円	
6	スクール・サポーター 12人程度	校内外のパトロール活動、学校行事等への支援、校内非行グループを形成する生徒及び保護者への指導・助言、非行防止教室等の実施など中学校等における非行防止活動への支援活動	生活安全部少年課	次のいずれかに該当する者 ○警察職員で、退職を予定している者 ○元警察職員 ○公私立の小中学校及び高等学校の教員経験者 (通算1年以上の臨時教員経験者を含む。)	200,200円～224,200円	
7	交番相談員 16人程度	交番において地理案内、各種相談等の対応、事件・事故等の届出に対する連絡、通報、遺失届等の受理、被害届(自転車盗及びオートバイ盗)の代書及び預かり、交番前における防犯指導及び交通安全指導、その他警察署長が命じる事項	浦和西警察署、大宮警察署、武南警察署、草加警察署、川越警察署 東入間警察署、狭山警察署、熊谷警察署、久喜警察署、吉川警察署 のいずれかの警察署	次のいずれかに該当する者 ○警察職員で、退職を予定している者 ○元警察職員 ○元警察職員 ○駐在所家族協力者(過去に経験していた者を含む。)	200,200円～224,200円	
8	交通安全教育講師 1人程度	児童から高齢者まで、全年齢を対象とした交通安全教育(幼稚園、学校、企業等への派遣型教育を含む)、その他交通安全に関する業務全般	県内の指定警察署	次のいずれかに該当する者 ○警察職員で、退職を予定している者 ○元警察職員 ○過去に埼玉県警察交通安全教育講師として勤務経歴がある者	176,400円～207,200円	

全選考職種共通の受験資格(次のいずれかに該当する人は受験することができません。)

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)